○財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省・文部科学省告示第一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第二項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十二年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号（特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針	特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針
特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者による中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。	特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者による中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。
⑴～⑽　［略］	⑴～⑽　［略］
⑾　事務所等関連高度省エネルギー増進設備等	［新規］
⑴～⑽に掲げるもののうち、判断基準中、目標及び措置部分の実現に特に資する設備・システム（以下「事務所等関連高度省エネルギー増進設備等」という。）の具体例としては、次に掲げる設備・システムが有効であることから、中長期的な計画の作成における重点的な検討対象として掲げるものである。	

事務所等関連高度省エネルギー増進設備等

設備・システム名	具体的内容
潜熱回収型ボイラー	排ガス中の潜熱を回収することにより熱効率を高めたもの。
高効率ボイラー	ボイラーの燃焼排熱を空気又は給水予熱に利用し、かつ定格時空気比が1.2以下で、効率が90％以上のもの。
高効率温水ボイラー	排ガス温度を250℃以下とする熱交換器を有し、定格時空気比1.2以下、効率が88％以上のもの。
ＢＥＭＳ	空気調和設備、電気使用設備、ボイラー設備、給湯設備等を統合的に管理し、総合した消費エネルギーが最小になるように自動制御する機能を有するもの。
エンジン式コージェネレーション設備	ガスエンジン、ディーゼルエンジンを原動機とし、軸動力を発電機・圧縮機等の駆動力として利用すると共に、エンジン冷却水と排ガスから排熱を回収して熱源として利用するもの。特に動力又は電力需要とともに主として温水需要が大きい場合に有効。